



平成 22 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ディーブイエックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 若林 誠
(JASDAQ・コード番号: 3079)
問い合わせ先 IR・広報室長 田島恵美子
(TEL 03-5985-6827)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 24 期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、株式会社大阪証券取引所による「JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条の規定をうけ、現行定款に、監査役会及び会計監査人に関する規定を追加するために所要の変更を行うものであります。その他、上記追加に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定	平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）

以上

現行定款	変更案
第 5 章 監査役 (監査役の設置) 第 31 条 当会社は、監査役を置く。 (新設) (新設) (新設) 第 35 条～第 36 条 (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 第 6 章 計 算 第 37 条～第 40 条 (条文省略)	第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第 31 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。 (常勤監査役) 第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査役会規則) 第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。 第 38 条～第 39 条 (現行どおり) 第 6 章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第 40 条 当会社は、会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。 (会計監査人の任期) 第 42 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除) 第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第 7 章 計 算 第 45 条～第 48 条 (現行どおり)